

I 令和6年分における相続税の申告事績の概要

令和6年分における被相続人数（死亡者数）は56,957人（対前年比100.6%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は4,776人（同108.3%）で、その課税価格の総額は5,894億62百万円（同116.4%）、申告税額の総額は821億84百万円（同159.3%）でした。

○ 相続税の申告事績

年分等 項目		(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 56,619	人 56,957	% 100.6
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人 外 761 4,408	人 外 772 4,776	% 外 101.4 108.3
③	課税割合 (②／①)	% 7.8	% 8.4	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である 相続人数	人 9,376	人 10,113	% 107.9
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 42,455 506,363	百万円 外 43,741 589,462	% 外 103.0 116.4
⑥	税額	百万円 51,604	百万円 82,184	% 159.3
⑦	1被 人相 當 相 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤／②) 外 5,579 11,487	万円 外 5,666 12,342	% 外 101.6 107.4
⑧		税額 (⑥／②) 1,171	万円 1,721	% 147.0

- (注) 1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

II 参考計表

1 相続財産の金額の推移

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現 金・ 預貯金等	その他	合 計
平成27年	1,171	206	561	1,309	546	3,793
28	1,226	214	562	1,374	500	3,876
29	1,127	206	579	1,404	478	3,794
30	1,121	226	1,070	1,508	552	4,477
令和元年	1,145	228	641	1,644	537	4,195
2	1,097	225	661	1,594	500	4,076
3	1,114	229	687	1,824	530	4,384
4	1,233	278	885	2,109	701	5,206
5	1,268	268	844	2,156	665	5,201
6	1,255	285	1,397	2,335	816	6,089

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

III 四国各県の状況

相続税の申告事績（徳島県）

項目	年分等	(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） (注2)	人 11,263	人 11,333	% 100.6
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人 外 141 900	人 外 173 1,018	% 外 122.7 113.1
③	課税割合 (②／①)	% 8.0	% 9.0	ポイント 1.0
④	相続税の納税者である 相続人数	人 1,892	人 2,127	% 112.4
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 7,902 105,323	百万円 外 9,983 121,230	% 外 126.3 115.1
⑥	税額	百万円 11,046	百万円 13,059	% 118.2
⑦	1 被 人相 當 た り 人	万円 外 5,604 11,703	万円 外 5,771 11,909	% 外 103.0 101.8
⑧		万円 1,227	万円 1,283	% 104.6

(注) 1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（香川県）

年分等 項目		(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 13,653	人 13,778	% 100.9
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人 外 213 1,326	人 外 196 1,399	% 92.0 105.5
③	課税割合 (②／①)	% 9.7	% 10.2	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である 相続人数	人 2,797	人 2,896	% 103.5
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 11,940 149,937	百万円 外 11,232 202,818	% 94.1 135.3
⑥	税額	百万円 16,186	百万円 43,571	% 269.2
⑦	1被 人相 當 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤／②) 外 5,606 11,307	万円 外 5,730 14,497	万円 外 102.2 128.2
⑧		税額 (⑥／②) 1,221	万円 3,114	% 255.0

(注) 1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（愛媛県）

項目		年分等	(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
①	被相続人数 (死亡者数)	人	人	人	%
		20,265	20,407		100.7
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	外 296	人	外 292	人
		1,456	1,594	外 98.6	%
③	課税割合 (②／①)	%	7.2	%	7.8
			0.6	0.6	ポイント
④	相続税の納税者である 相続人数	人	人	人	%
		3,154	3,465		109.9
⑤	(注3) 課税価格	外 16,143	百万円	外 16,360	百万円
		171,338		178,906	外 101.3
⑥	税額	16,839	百万円	17,166	百万円
					101.9
⑦	1被 人相 当 相 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤／②)	外 5,454	万円	外 5,603
		11,768		11,224	外 102.7
⑧		税額 (⑥／②)	1,157	万円	1,077
					93.1

(注) 1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（高知県）

項 目	年 分 等		(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
			人	人	%
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 11,438	人 11,439	100.0
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	外 726	人 111	人 765	外 100.0 105.4
③	課税割合 (②／①)		% 6.3	% 6.7	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である 相続人数		人 1,533	人 1,625	106.0
⑤	(注3) 課税価格	外 79,765	百万円 6,469	百万円 86,508	外 95.3 108.5
⑥	税額		百万円 7,533	百万円 8,388	111.4
⑦	1 被 人相 當 相 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤／②)	外 10,987	万円 5,828 11,308	万円 5,556 95.3 102.9
⑧		税額 (⑥／②)	万円 1,038	万円 1,096	105.6

(注) 1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

IV e-Tax の利用状況等

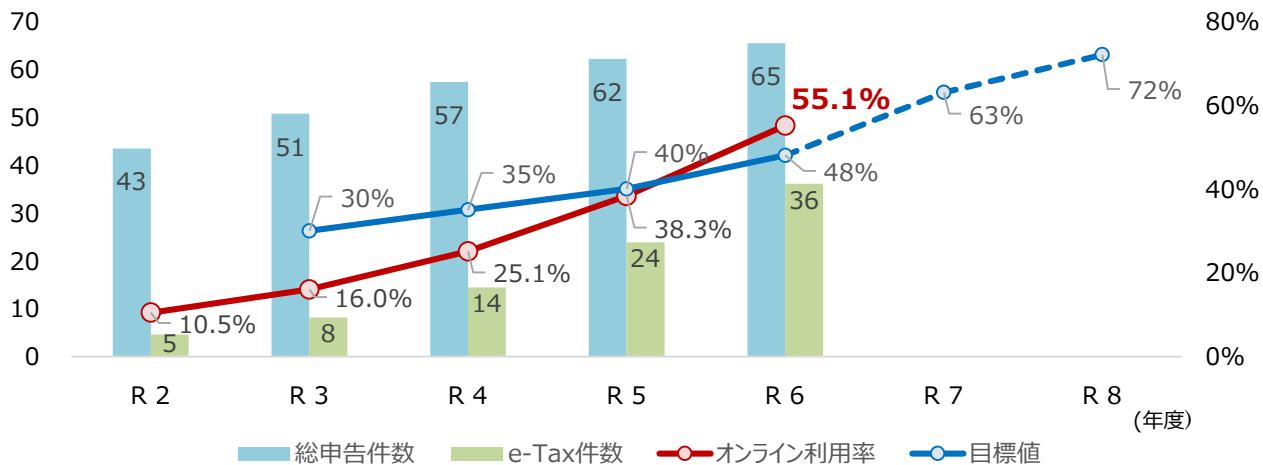
国税庁においては、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

◆ 令和 6 年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、55.1%

令和 6 年度における相続税申告の e-Tax 利用率は **55.1%** と、前年度に比べ **16.8 ポイント上昇** となりました。

e-Tax 利用率の目標値を令和 7 年度は 63%、令和 8 年度は 72% に設定し、利用拡大に向けて税理士等に対する個別勧奨などを実施しています。

(百件)



◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税申告の e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

➤ 添付書類のスキャナ読み取り要件の見直し（令和 7 年 4 月～）

添付書類等のイメージデータ（PDF 形式）について、これまでではカラー階調（いわゆる、フルカラー）によりスキャナ読み取り等を行う必要がありましたが、**白黒階調（いわゆる、グレースケール）によるスキャナ読み取り等も可能** になりました。

➤ 利用者識別番号の確認の簡素化（令和 6 年 12 月～）

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、**利用者識別番号の有無等を電話で連絡**します。

→ なお、これまでには、財産取得者ごとに「変更等届出書」を提出する必要がありましたが、**1 件の変更等届出書で複数人の財産取得者の利用者識別番号の有無等の確認**が可能となりました。

◆ 相続税の電子申告に関する情報は「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください

相続税 e-Tax 特設サイトには、これまで国税庁で実施した利便性向上策、相続税申告の作成・提出に関する Q & A や、イメージデータで提出可能な添付書類などについて掲載しています。

（リンク先）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm